

一般廃棄物処理業許可書

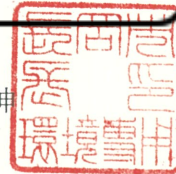
長岡市指令環業第 37 号

令和 3 年 7 月 5 日

株式会社 小出環境サービス
代表取締役 大桃 崇弘 様



長岡市長 磯田 達伸



長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第 20 条の規定により、次のとおり一般廃棄物処理業許可書を交付します。

取扱廃棄物の種類	次の市町村の区域から発生した一般廃棄物のうち木くず (市町村名) 魚沼市
業 務 内 容	木くずの運搬及び荷降ろし
許 可 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 9 日
許 可 期 限	令和 2 年 4 月 1 9 日 から 令和 4 年 4 月 1 8 日 まで
許 可 区 域	三島谷興産株式会社 (長岡市喜多町 1078 番地 1) 及び株式会社ホーネンアグリ (長岡市飯塚 1986 番地) の所有する長岡市内の処理施設
その他の条件	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及び長岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同施行規則を遵守すること。2 許可を受けた権利を他に譲渡又は転貸しないこと。3 許可期間中であっても許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。この場合、損害を受けることになっても、長岡市は、その責を一切負わない。4 業務の遂行のいかんを問わず、信用を傷つけ、又は不名誉となる行為があったときは、この許可を取り消すことができる。許可を取り消すことによって生ずる損害については、長岡市は、その責めを負わない。5 運搬車については、許可申請書に記載のとおりとする。6 運搬の際は、廃棄物が飛散しないようにすること。